

高齢者等の消費者被害を防止・救済する実効的な法制度の実現を求 める意見書

電話勧誘販売や訪問販売によって販売員から強引な勧誘を受け、断り切れずに不本意な契約を締結してしまう消費者被害が後を絶たない。特に高齢者は日中在宅していることが多く、とりわけ認知症など判断能力が低下している高齢者等はこれらの被害に遭いやすく、独立行政法人国民生活センターによれば、全国の消費者センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の年度別被害件数は年々増加する傾向にあり、その販売方法・手口として電話勧誘販売、家庭訪販が上位を占める。

本来、どのような商品やサービスの提供を受けるか、どのような勧誘を受けるかは消費者の選択、意思により決定されるべきであるが、電話勧誘販売、訪問販売は、消費者が「住まい」というビジネスの場ではないところで販売員による執拗な勧誘、粗暴な言動によって合理的な判断がないまま契約締結を迫られるなど、平穏な生活を脅かす一因となっている。

本市においては「消費者を欺き、又は消費者に迷惑を及ぼして接触し、勧誘する行為」を「不当な取引行為」と定め（生駒市消費者保護条例第11条、同施行規則第2条別表）、これを禁じているが、現行の「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」では、訪問販売、電話勧誘販売において拒否者に対する再勧誘は禁止されているが（第3条の2第2項、第17条）、販売員が消費者にいったん接触すること自体は禁止されていない。

高齢者等の消費者被害を防止・救済する上で、消費者が望まぬ勧誘を回避するとともに、合理的判断が働かない状態で締結された契約の取消権を拡大する実効的な法制度の整備が必要である。よって、国におかれては、以下のことを実現されるよう要望する。

記

- 1 特定商取引法を改正することによって、消費者が事前に勧誘を拒否する意思表示をできる制度を導入すること。
- 2 消費者契約法を改正することによって、認知症等合理的判断ができない事情につけ込んで不当に締結した契約において、契約を取り消すことができる要件の緩和や行使期間の延長など取消権を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月25日

生 駒 市 議 会